

6 合併

- NPO 法人は、他の NPO 法人と合併することができます（法第 33 条）。
- 合併する場合は、社員総会において社員総数の 4 分の 3 以上の多数をもって議決しなければなりません。ただし、定款に特別の定めがある場合は、定款の定めにより行います。（法第 34 条第 1 項、第 2 項）
- 社員総会の議決を経た後、合併後に NPO 法人の事務所が所在する所轄庁に合併認証申請を行い、認証を受けなければ合併できません。（法第 34 条第 3 項）
- 合併の認証に伴う手続は、原則として法人設立申請の場合と同様の手続に準じて行います。

（1）合併認証申請に必要な書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	合併認証申請書（第 14 号様式）	1 部	181
2	合併の議決をした社員総会の議事録謄本	1 部	※29
3	定款	2 部	9
4	役員名簿（役員の名及び住所又は居所並びに各役員についての報酬の有無を記載した名簿）	2 部	24
5	各役員の就任承諾及び誓約書の謄本 （各役員が特定非営利活動促進法第 20 条各号に該当しないこと及び同法第 21 条の規定に違反しないことを誓約し、並びに就任を承諾する書面の謄本）	1 部	25
6	各役員の住所又は居所を証する書面（住民票等）	1 部	—
7	社員のうち 10 名以上の者の名簿	1 部	26
8	確認書（特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号及び第 12 条第 1 項第 3 号に該当することを確認したことを示す書面）	1 部	※27
9	合併趣旨書	2 部	※28
10	合併当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書	2 部	※30
11	合併当初の事業年度及び翌事業年度の活動予算書	2 部	※31

※印の書類は、設立認証申請時の書類の「設立」を「合併」に読み替えてご参照ください。

（2）合併の認証後の手続

①公告の手続

所轄庁から合併の認証を受けた NPO 法人は、債権者の保護のため、その認証の通知のあった日から 2 週間以内にその債権者に対して、合併に異議があれば一定の期間内に述べるべきことを公告するとともに、貸借対照表及び財産目録を作成し、債権者が異議を述べるができる期間が満了するまでの間、事務所に備え置く必要があります（法第 35 条）。

（注意）「一定の期間内」の期間は、2 か月を下回ってはなりません。

②合併登記

合併の認証その他合併に必要な手続が終了した日から、主たる事務所の所在地を管轄する法務局において2週間以内に次の登記をしなければなりません。

- ・合併後存続する法人・・・変更の登記
- ・合併により消滅する法人・・・解散の登記
- ・合併により設立した法人・・・設立の登記

また、登記を行わなかった場合には、法第39条第2項において準用する法第13条第3項の規定により、所轄庁から合併の認証を取り消される場合があります。（高知県特定非営利活動法人の認証後未登記団体に対する対応方針（38ページ参照））

③合併登記の届出

登記が完了したNPO法人は、遅滞なく所轄庁に合併登記完了届出書を提出しなければなりません（法第39条第2項）。

○届出に必要な書類

	提出書類	提出部数	参照ページ
1	合併登記完了届出書（第15号様式）	1部	182
2	登記事項証明書	1部	—
3	登記事項証明書の写し	1部	—
4	財産目録	2部	—